

高村忠久・有限会社イシ工業納

# 公金の支出 その後の展開！

## あなたは、この実態を何と呼びますか？

### ★温泉施設「省エネコンサルタント料問題」のその後

#### 問題の要旨

磁石を内蔵しただけのパイプを取り付けられ、温泉施設の燃料代が10%以上削減されるといってデタラメなテスト結果で毎月約20万円以上(年間約250万円)のコンサルタント契約を交わし、今年の1月までに約300万円を支払い続けた問題。

#### 監査結果の要旨

(業者は)10%削減を立証することが十分(立証できなかった)したが、2月、3月の料金支払はストップ。今後の継続契約をしないよう指導する。

しかし、今まで支払った300万円は請求できな

#### 思案の末の行政訴訟

監査結果に不服がある場合は、裁判の場ですら解決の方法がないので、期限の約一ヶ月間、対応を思案した。

「村民の損害を取り戻し、公の場で不正を明らかにすべきだ」との支援者の方々の励ましを得て5月22日村を相手に提訴した。

裁判の趣旨は、「被告(山中湖村)は、高村忠久・有限会社イシ工業納

わたしたちの税金(公金)の使用について、数回にわたって報告しました。その後、新たな展開がありましたので、ここにお伝えします。

場合の税金の使われ方に、樋口も十分悩んだ。

しかし、訴訟の対応は必ずしも弁護士に依頼しなくても良い。  
「自治体(村)が訴えられた場合、弁護士に委任しないで、その自治体(村)の

### ★観光協会の新たな不正に、監査請求



平成18年度までの観光協会の補助金不正問題について、かわらばん44号で解説しましたが、平成19年度の運営補助金500万円、各種イベントへの特別補助金100万円についても、情報公開等で資料を入手し分析した結果、信じられない不正が判明しました。早速、監査委員に住民監査請求をおこないました(5月27日)。

#### 不正の事実と問題点

平成19年度の「イベント計画と予算」の申請書類が提出されたのは、同年10月30日であり、当日正式に受理された。しかし、この予算書には提出された10月30日以前に、計画はあったが中止したイベントや(7月)、9月28、29日と10月14日に既に終了してしまっているも計画予算額よりもはるかに少額で済んだイベント分が満額含まれている。つまり、申請時には約135万円が不要なのに、この分も上乗せして補助金を申請し、100万円を受け取った。明らかに補助金の虚偽申請・不正受給である。

しかも、年度末の決算では、約197万円の余剰金が発生し、残った補助金分は、当然村に返還すべきものを、観光協会の運営費として使用している。

樋口の計算では、約197万円の余剰金に

職員を「指定代理人」にして訴訟を進行できる」のだから、安易に弁護士に頼るより、村の職員を「指定代理人」に立てれば、人数に制限なし、多額の弁護士費用を節約できる。

訴訟担当の総務課長は、燃料削減パイプ導入時の担当課長であり、事実関係を最も知り尽くしているのだから、適任である。

不正や真実の解明と、それにかかる経費とを、安易に天秤にかけてはいけない。

#### 村長と観光協会長の無責任発言について

高村幸元観光協会長(元議員で元監査委員)は、4月10日の「観光協会定期総会」直前に問題になった「補助金不正問題」について、十分な説明も行わず閉会し、役場庁舎内で、シャシヤンで済んだ「と、発言をしている。

平成19年度の虚偽申請と余剰金140万円を返還していないことについて、「年間の活動費として」括弧して受けたもの(毎日新聞)と答えており、村長も「問題はなく、返還命令するつもりはない」(山梨日日新聞)と回答している。

さて、監査委員は世間の常識と補助金等交付規則「財務規則」等に照らし合わせ、どの様な「回答」を出すだろうか。

「樋口は、あれもこれも、何でも反対する」と言われますが、《あれもこれも真つ当ではない》から調査せざるを得ないのです。

実際、あまりの形勢がたい腐敗状況に、強い憤りを感じます。それに、実は、まだ水山の一角しかありません。以上の、公金の使われ方と対応を、あなたは、いったい何と呼びますか？

**お知らせ** 6月定例議会は6月6日(金)から6月13日(金)の予定です。詳しくは議会事務局または樋口までお問い合わせください。議会事務局 =62- 3166